杉並区議会広報委員会設置要綱

（平成23年８月31日杉議会第510号）
改正　平成23年10月11日杉議会第669号　　平成25年３月29日杉議会第1137号

（目的）
第１条　この要綱は、杉並区議会会議規則（昭和31年９月25日議決）第125条第４項の規定に基づき、杉並区議会広報委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。
（所掌事項）
第２条　委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。
（１）　議会の広報紙の編集に関すること。
（２）　議会のホームページの運用に関すること。
（３）　その他議会広報に関すること。
（委員長等）
第３条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は委員の互選によって選出し、会務を総理する。
３　副委員長は委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
（会議）
第４条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
（会議の非公開）
第５条　委員会は非公開とする。ただし、議員は傍聴することができる。
（庶務）
第６条　委員会の庶務は、区議会事務局庶務係において処理する。
（委任）
第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。
附　則
この要綱は、平成23年８月31日から施行する。
附　則（平成25年３月29日杉議会第1137号）
この要綱は、平成25年４月１日から施行する。